新旧	<b>対 照 表</b>
新	旧
第1条~第3条 (略)	第1条~第3条 (略)
(交付金の交付期間) 第4条 交付金を交付する期間は、交付金事業が完了した年度の翌年度とする。ただし、交付金事業が複数年度にわたるときは、事業が完了した 各年度の翌年度とする。	(交付金の交付期間) 第4条 交付金を交付する期間は、交付金事業が完了した年度の翌年度とす る。
第5条(略)	第5条(略)
(交付金事業の採択等) 第6条 交付金の交付を受けようとする市町村は、交付金事業を実施する 前に別記第1号様式による事業実施計画書を知事に提出して、その承認を 受けなければならない。 第2項~第4項(略)	(交付金事業の採択等) 第6条 交付金の交付を受けようとする市町村は、交付金事業を実施する前に別記第1号様式による事業実施計画書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。 ただし、令和元年度については、既に平成30年度及び令和元年度に実施した交付金事業を事業実施計画書に含めて提出し、その承認を受けることで交付金事業の実施後においても、交付金事業の対象とすることができる。
	第2項~第4項(略)
第7条~第11条(略)	第7条~第11条(略)
(交付金の実績報告等) 第12条 市町村は、交付金の交付期間の決定日の属する年度の翌年度の4月30日(交付金事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日)までに実績報告書(別記第6号様式)又は交付金事業が複数年度にわたるときについては、年度実績報告書(別記第7号様式)等を知事に提出しなければならない。	(交付金の実績報告等) 第12条 市町村は、交付金の交付の決定日の属する年度の翌年度の4月30日(交付金事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日)までに実績報告書(別記第6号様式)等を知事に提出しなければならない。
(交付金の請求) 第 13 条 交付金の支払を受けようとする市町村は、第 <u>12</u> 8条及び第 11 条 の規定により交付すべき交付金が確定した後に、別記第 <u>8</u> 7号様式による 請求書を知事に提出しなければならない。	(交付金の請求) 第13条 交付金の支払を受けようとする市町村は、第8条及び第11条の規 定により交付すべき交付金が確定した後に、別記第7号様式による請求書 を知事に提出しなければならない。

新旧	対 照 表					
新	旧					
第 14 条~第 16 条 (略)	第 14 条~第 16 条 (略)					
(附 則) 1 この要綱は、令和元年7月11日から施行する。 2 この要綱は、令和42年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この 要綱に基づき交付された交付金については、第9条第1項第2号から第4 号、第9条第2項及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	(附 則) 1 この要綱は、令和元年7月11日から施行する。 2 この要綱は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条第1項第2号から第4号、第9条第2項及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。					
(附 則) 1 この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。	(附 則) 1 この要綱は、令和元年12月27日から施行する。					
(附 則) 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。						

	新旧	文											
新													
第7号様式(第12条関係)													
	第 号												
	年月日												
高知 <u>県</u> 知事 <u>様</u>													
市町村長	即												
高知県スポーツ推進交付金年度実績報告書													
年 月 日付け 第 号で(変更)交付の決定があ	のすりた真紅眼ラ												
ポーツ推進交付金に係る下記の事業を実施しましたので、高知県スポー													
付要綱第12条の規定により、その年度実績等を報告します。													
<u>記</u>													
<u> </u>													
2 完了年月日													
3 <u>交付金の額</u>													
(1) 高知県スポーツ推進交付金事業費	円												
(2) (1)の交付金事業費への過疎対策事業債等充当額	円												
(3) (2) の交付税措置	円												
(4) (1) の交付金事業費への国交付金等充当額	円												
(5) 計((1) - (3) - (4)) ×1/2	円												
-													

																		-ter-	r
	<u>新</u> 旧対り 新																		
	<b>利</b>																		
ア (ア) (イ) イ ウ エ オ カ キ ク	添付書類 ア 工事請負、委託等の契約書等の写し(交付金事業費分に限る。) (ア) 契約書(契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページ。) (イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等 イ 支払関連書類 ウ 完了検査調書の写し エ 工事出来高設計書 オ 完成写真(必要最小限の枚数で施工前と施工後とを対比することができるもの。) カ 平面図 キ 充当する起債の額が確認できる書類(長期資金借用証書の写し等) ク その他、知事が必要と認めるもの																		
	<u>付金事</u> 収入の		文文》	莫												(	単位	女:円	)
		分		子	算	容真		決	3	<b>‡</b>	額				ſſ			ち ち	
_	般!	材 鴻	1				T												
地	地方債の種類																		
そ		他		***************************************	***************************************		+	***************************************				$\dashv$	(	***************************************			***************************************		
		TE	-				-												
	支出の	ð et															234 /-	4 . m	`
	文画の		分					子	**		- at	$\exists$	5.4		ndr	額		<u> </u>	
		区	.D.			_		7	弄	Ŧ	<del>対</del> 見 				<del>}}.</del>	界台	+	蒲	考
<sub>\$\frac{1}{2}\$</sub>												_					1		
付え	f					***************************************													
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																			
業	ē -																		
		Ē.																	
I L												I							

		 対 照 表			
新		III			
第 <u>8</u> 平号様式(第 13 条関係)		第7号様式(第13条関係)			
	第  号 年 月 日		第 号 年 月 日		
高知県知事 様		高知県知事様			
	市町村長即	市	町村長即		
高知県スポーツ推進交付	寸金支払請求書	高知県スポーツ推進交付金支払請	求書		
年 月 日付け 第 号で交 ーツ推進交付金について、下記により交付を受け 交付要網第13条の規定により請求します。	付の決定通知がありました高知県スポ けたいので、高知県スポーツ推進交付金	年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました高知県スポーツ推進交付金について、下記により交付を受けたいので、高知県スポーツ推進交付金交付要網第13条の規定により請求します。			
記		記			
1 交付金交付決定額	円	1 交付金交付決定額 円			
<u>2</u> <u>既交付額</u>	巴	2 今回請求額 円			
<u>3 <del>2</del> 今</u> 回請求額	円				